

第 4 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書
第 4 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(緑川森林計画区)

(第 2 次 変 更 計 画)

計 画 期 間

自	平 成 2 6 年 4 月	1 日
至	平 成 3 1 年 3 月	3 1 日

(平成 3 0 年 3 月 変 更)

九 州 森 林 管 理 局

第 4 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(緑川森林計画区)

(第 2 次 変 更 計 画)

計 画 期 間

自 平 成 2 6 年 4 月 1 日

至 平 成 3 1 年 3 月 3 1 日

(平 成 3 0 年 3 月 変 更)

九 州 森 林 管 理 局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類が変更されたこと、また、健全かつ多様な森林の造成、地球温暖化防止等の観点から間伐を推進することから、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、併せて変更する。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成26年3月策定、平成28年3月変更、計画期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日）の変更内容

- (1) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(1) 国有林野の管理経営の基本方針」の「①森林計画区の概況」を上記理由により変更する。
- (2) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(4) 主要事業の実施に関する事項」の「①伐採総量 ②更新総量 ③保育総量」を上記理由により変更する。
- (3) 「2 国有林野の維持及び保存に関する事項」の「(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項」の「①保護林」を上記理由により変更する。

なお、「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
① 森林計画区の概況	3
(4) 主要事業の実施に関する事項	3
① 伐採総量	3
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	3
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	3
① 保護林	3

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、緑川森林計画区を管轄区域とする国有林野13,581ha（不要存置林野0.16haを含む。）であり、国有林野の大部分は、緑川の源流域に位置し、水源かん養保安林が90%以上に達し、宇城地区をはじめとする下流域の水がめとして重要な役割を担っている。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が8,030ha（育成単層林7,455ha、育成複層林575ha）、天然生林が5,159haとなっており、主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、ツガ類、モミ、広葉樹では、ナラ類、ブナ、クリ、カエデ類などとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林4,993ha、針広混交林4,655ha、広葉樹林3,979haとなっている。

本計画区は、国見岳（1,739m）を主峰とする九州中央山地の稜線部に、九州中央山地生物群集保護林が設定されているとともに、九州中央山地国定公園に指定されている。

また、内大臣川周辺は、指定国内希少野生動植物種であるゴイシツバメシジミの保護を図るため希少個体群保護林を設定していることから、多様で貴重な動植物の保護と保全を図ることが重要となっている。さらに、溪谷をはじめ優れた森林景観など豊富な観光資源に恵まれていることから登山等森林レクリエーションや保健休養の場として多くの人に利用されているとともに木材加工業及びシイタケ生産も地域の重要な産業である。

このため、本計画ではこのような地域に存在する国有林野の有する水源かん養機能や保健文化機能等の公益的機能の維持増進に重点を置き、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組や森林環境教育を推進する。さらに、持続可能な森林経営、地球温暖化防止対策及び生物多様性の保全にも配慮しつつ、管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

イ 吉無田地区（1132～1142、1144～1146、1149、1150林班）

大矢地区の西側に接し、阿蘇外輪山の南側裾野に広がる丘陵地で、八勢川、御船川の源流域として山地災害防止機能や水源かん養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、吉無田水源周辺の希少個体群保護林については入込みも多く、自然環境の保全を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

さらに、さらに一部の比較的緩傾斜地で人工林の生育が良好な地区については、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果えられる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

ウ 内大臣地区（1031～1068林班）

緑川上流に位置し、九州中央山地の国見岳（1,739m）の北側に広がる地区である。

天然林は二次林を含め比較的まとまった状態でカシ、シイ類等が優占する暖帯林からブナ、ミズナラ等が優占する冷温帯林までの天然林が保存されている。

地形は急斜面が多く緑川の源流域に位置しており、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」

を發揮することが期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、国見岳を中心とした内大臣から大官山までの稜線部一帯は、九州中央山地森林生物遺伝資源保存林を設定しているとともに、九州中央山地国定公園に指定されており、さらに、内大臣川周辺は、希少個体群保護林を設定している。こうした地区については、自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

エ 大官山地区（1016～1029林班）

三方山(1,578m)、向坂山(1,685m)及び黒峰(1,283m)の北側斜面に広がる地区である。地形は、急斜面が多く緑川の源流域に位置しており、山地災害防止機能や水源かん養機能を發揮することが期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、緑仙峡等を背景とした天然林は四季を通じて訪れる人も多く、保健文化的利用からも自然景観の維持向上に対する期待が大きく、さらに、九州中央山地生物群集保護林を設定しているとともに、脊梁部は九州中央山地国定公園に指定されており、自然環境の保全・形成を図ることが期待されていることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	91,845	277,944 (2,684)	369,789 [20,611]
前 計 画	31,200	298,800 (3,061)	330,000

注：() は、間伐面積である。

[] は、臨時的な伐採量で外書き。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

種 類	箇所数	面積(ha)
<u>生物群集保護林</u>	1	1,810
<u>希少個体群保護林</u>	4	214
総 数	5	2,024

第4次国有林野施業実施計画書

(緑川森林計画区)

(第2次変更計画)

計画期間

自	平成26年4月	1日
至	平成31年3月	31日

(平成30年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

健全かつ多様な森林の造成、地球温暖化防止等の観点から間伐を推進すること、また、保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類及び名称が変更されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成26年3月策定、平成28年3月変更、計画期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日）の変更内容

- (1) 「2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「(4) 伐採総量」を上記理由により変更する。
- (2) 「5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域」の「(1) 保護林の名称及び区域」を上記理由により変更する。

目 次

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等	1
(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	2
(4) 伐採総量	3
(5) 更新総量	4
5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域	7
(1) 保護林の名称及び区域	7

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(4) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	林 地					林地以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	—	11,827 (143)	11,827				
自然維持タイプ	—	—	—				
森林空間利用タイプ	—	267 (3)	267				
快適環境形成タイプ	—	524 (4)	524				
水源 涵養 タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	42,606	9,806	52,412			
	スギ長伐期	43,119	167,659	210,778			
	ヒノキ長伐期	4,960	<u>84,377</u>	<u>89,337</u>			
	ケヤキ長伐期	—	10	10			
	その他人工林	—	1,395	1,395			
	天然林長伐期	—	154	154			
	保護樹帯	143	<u>1,925</u>	<u>2,068</u>			
	しいたけ原木	1,017	—	1,017			
	計	91,845	<u>265,326</u> (2,534)	<u>357,171</u>			
合 計	91,845	<u>277,944</u> (2,684)	<u>369,789</u>	<u>20,611</u>	<u>390,400</u>	—	<u>390,400</u>
年 平 均	20,622	<u>58,278</u> (624)	<u>78,900</u>	<u>4,500</u>	<u>83,400</u>	—	<u>83,400</u>

注 () は間伐面積である。

年平均については、増加した量を残計画年数で除し、従前の年平均に加えて記載した。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m3)

市町村名	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
宇 土 市	2,197	8,372	10,569				
宇 城 市	3,666	9,555	13,221				
美 里 町	3,291	44,223	47,514				
御 船 町	7,490	20,535	28,025				
益 城 町	1,888	15,073	16,961				
山 都 町	73,313	<u>180,186</u>	<u>253,499</u>				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種 類	名 称	新設 ・ 既設	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	特 徴 等
<u>生物群集 保護林</u>	九州中央 山 地	既 設	1809.90	1022に、り、1023る、1024の1、 1025た、1026た、1027ふ、 1028い、1035へ、1036ち、る1、 1037た、1038の、1044そ、つ、 1044ね、1045つ、1046ら、 1047わ、か、よ、イ、ハ、ニ、 1048り、ぬ、る、ロ、ハ、 1049れ、そ1、つ1、ね、な、ら1、 1049む2、1050と1、ち1、り、 1050ぬ、る1、わ1、よ1、た1、 1050れ1、そ1、1051る、 1052と、か、よ、1053る、 1054た、1055わ、つ、1058へ、 1058れ、1059ぬ、1060ろ、に、 1060へ、ち、1061い、1062い、 1063い、い1、と、よ、 1064い、ろ、は、に、ほ、と、り、 1064ぬ、る、わ、か、1068た1、 1069つ	当地域には大平洋ブナ林 がある程度まとまりをも って分布するとともに、 一部に湿性立地に発達す るブナ林が見られ、また、 希少な野生生物が生息・ 生育している等の優良で 特異な自然が残っている。 これらの生物遺伝資源を 自然生態系内に広範に保 存するため設定した。
<u>希少個体 群保護林</u>	雁俣山 <u>モミ等</u>	既 設	70.30	1077ね、1078り、1079り	冷温帯林の代表的林相の 保存。
	吉無田 <u>スギ</u>	既 設	11.62	1133る、1137ち、1139へ、 1140ほ	旧藩時代植栽のスギ老齡 林の植物学的考証。
	内大臣 <u>モミ等</u>	既 設	34.56	1043た、れ、そ、1044り	暖帯性上位植生の代表的 林相の保存。
	内大臣 <u>ゴ イシツバ メシジミ</u>	既 設	97.16	1042い、イ、ロ、ハ、 1065い、1066い	国内希少野生動植物種 <u>ゴ イシツバメシジミ</u> の生息 地。

